

議案第 87 号

岩倉市都市公園条例の一部改正について

岩倉市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 12 月 2 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市都市公園条例の一部を改正する条例

岩倉市都市公園条例（平成25年岩倉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

使用の区分		単位	使用料
電柱、電話柱 その他これらに類するもの	第1種電柱	岩倉市道路占用料条例（昭和51年岩倉市条例第19号） 第3条の規定の例により算定した額	
	第2種電柱		
	第3種電柱		
	第1種電話柱		
	第2種電話柱		
	第3種電話柱		
	その他の柱類		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			
郵便差出箱及び信書便差出箱			
水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類するものを埋設する場合	外径が0.07メートル未満のもの		
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		
	外径が0.7メートル以上1		

	メートル未満のもの	
	外径が1メートル以上のもの	
標識		
工事用の板囲い、足場、詰所その他の工事用施設又は土石、竹木、瓦その他工事用材料の置き場	占有面積1平方メートル1月につき	岩倉市道路占有料条例別表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項の規定の例により算定した額
競技会、展示会、博覧会その他の催しのため設けられる仮設工作物	占有面積1平方メートル1月につき	岩倉市道路占有料条例別表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項の規定の例により算定した額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。